体育館（使用・変更）申込書

令和　　年　　月　　日

金沢大学医薬保健学域保健学類長　殿

（小立野体育館管理責任者）

|  |  |
| --- | --- |
| 所属部局 |  |
| 団　体　名　 |  |
| 代表者氏名 |  |
| 電話番号 |  |
| メールアドレス |  |

下記のとおり申し込みます。

なお、利用に際しては、金沢大学小立野体育館規程、金沢大学小立野体育館使用細則及びこれに基づくその他の指示に従います。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 利用区分 | * 医薬保健学域学類公認スポーツ系課外活動
* 本学の教職員で構成する団体のスポーツ活動
* 医薬保健学域学生・医薬保健学総合研究科学生又は教職員のスポーツ活動

□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 利用目的 |  |
| 利用施設 | * 1階アリーナ 【Aコート（奥側）・Bコート（入口側）・全面 】
* 1階トレーニング室
* 2階柔道場
* 2階フロア（卓球場）
 |
| 利用人数 | 　　人 |
| 利用日時 | 年　　 月　 　日　曜日から　　年　 　月　 　日　曜日まで（毎週　　　　曜日） | 午前 ・ 午後　　時 　　分から午前 ・ 午後　　時 　　分まで |

裏面の注意事項参照のこと。

※以下記載不要　【事務担当者欄】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 受付日 | 料　金 | アクセスカード番号 | 施設予約 | 備　考 |
|  | 有　・　無 |  | □ |  |

【利用案内】

1. 使用時間：９時から２１時まで
2. 休館日：入試、保守点検・清掃、工事など管理責任者が認めた日
3. 医薬保健学域学類公認スポーツ系課外活動
* 団体の代表者は、当該年度の使用予定を事前に協議のうえ、体育館（使用・変更）申込書（以下：申込書）を４月１５日までに保健学務係に提出すること。
* 事前協議や団体間の調整に保健学務係は関与しません。
* 使用許可後に入館用アクセスカードの貸与（各団体１枚）を行う。
* 対外試合を行う場合、団体の代表者は、行事開催届を使用予定日の７日前までに保健学務係に提出すること。ただし、１か月以上先の使用申し込みは認めない。
1. 学生及び教職員のスポーツ行事

代表者は、申込書及び行事開催届を、使用予定日の７日前までに保健学務係に提出すること。ただし、１か月以上先の使用申し込みは認めない。

1. 一般の活動

学生及び教職員は、上記３及び４の使用に支障のない限り、随時使用することができる。使用時に申込書を保健学務係に提出すること。

1. 学外者

上記3～５の使用に支障をきたさない範囲で、許可をすることがある。事前に保健学務係に確認のうえ、申込書及び行事開催届を、使用予定日の２０日前までに保健学務係に提出すること。ただし、１か月以上先の使用申し込みは認めない。

1. 受付窓口

平日８：３０～１７:００　※本学の夏季一斉休業期間を除く

宝町・鶴間キャンパス　鶴間地区　医薬保健学域保健学類1号館１階

保健学支援課保健学務係

TEL：076-265-2515　mail：t-igaku2@adm.kanazawa-u.ac.jp

1. 申込内容に変更が生じた場合

使用許可を受けた後に期日等の変更を行う場合は、変更内容を記載のうえ、申込書（「変更」に〇）を提出すること。

1. 使用料

・本学の学生及び教職員：無料

・学外者：有料（詳細は別途案内）

1. 使用許可の取り消し

管理責任者は、使用者が使用上の指示に従わないときは、使用許可の取り消し、使用の停止、又は事後の使用を許可しないことがある。

1. 損害賠償

使用者が、故意又は過失により施設、設備、備品等を破損、滅失又は汚損したときは、その損害を弁償しなければならない。